

福岡市美術館コレクション展
会場デザイン等業務委託
提案競技実施要項

令和7年5月

福岡市経済観光文化局

美術館

1 件名

福岡市美術館コレクション展会場デザイン等業務委託

2 趣旨

この提案競技は、提出書類等の内容について、福岡市美術館全体の魅力向上に係る課題、コレクション展示室への誘客方針及び展示室のデザインなどを総合的に採点し、最も高い点数を得た者を契約先最終候補として選定するものである。

この要項では、本委託の相手方候補を選定するための提案について、留意すべき事項を定めたものである。提案をしようとする者（以下「提案者」という。）は、以下の事項を十分理解し提案を行うこと。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月6日（金）まで

※ 令和8年度以降に本委託を実施するかどうかについては、当該年度の予算成立を前提とする。

※ 令和8年度以降に本委託を実施する場合、前年度事業の評価を行い、前年度の受託事業者による事業実施が適切と認めた時は、最長2年間を期限として、令和8年度以降も前年度の受託事業者と継続して契約することがある。

4 契約上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

※ 上限額を超える場合は、失格とする。

※ 令和8年度以降の契約上限額は未定。

5 委託内容

別紙1「仕様書」のとおり。

6 提案内容

別紙1「仕様書」及び別紙2「評価表」の内容を十分に踏まえたうえで、下記(1)～(5)について「事業提案書」に記載し、(6)、(7)とあわせて提案すること。

(1) 福岡市美術館全体の魅力向上に係る課題

福岡市美術館の魅力向上へ向けて、福岡市美術館の抱える課題を提示すること。

※ 本項目は、提案者が来館者のコレクション展示室への誘客方針や近現代美術室A前半のデザインを提案するにあたって、その前提ともなり得る福岡市美術館全体の魅力向上に係る課題認識を問うものである。

(2) 来館者のコレクション展示室への誘客方針

下記目的を達成するために、福岡市美術館に訪れた来館者をコレクション展示室へ誘客する方針を提案すること。

■目的： 福岡市美術館へ訪れた幅広い層の来館者が、特別展だけではなく、コレクション展へも気軽に足を踏み入れたいくなるような期待感を生む空間を作り出し、美術館全体のイメージアップを目指す。

(3) 近現代美術室A前半のデザイン

資料④「展示予定作品一覧」より、1つないし複数の作品を選定し、近現代美術室A前半に展示した場合のデザインを平面図及び立面図にして提案すること。

なお、福岡市美術館としても本室に係る展示コンセプトや展示作品を有しているが、今回の提案競技においては、提案者の独自の発想に基づいてデザインを提案してもらうこととしている。

よって、本室の最終的なデザインについては、契約締結後、福岡市美術館としての展示コンセプト等も踏まえながら十分に協議し、決定するものとする。

(4) 業務遂行体制

(5) 同種または類似事業の実績

過去5年間に於いて、本業務と同種または類似の業務実績があれば記載すること。

(6) デザインを実現する造作物等製作・設営の見積書（概算）

(3)で提案するデザインを実現するにあたって必要な造作物等の製作・設営費を記載すること。

(7) デザインの見積書（任意の様式）

履行期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額を記載すること。

見積書には内訳・明細等を記載すること。

7 スケジュール

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年5月16日（金） |
| (2) 説明会参加申込締切 | 令和7年5月22日（木）17時まで |
| (3) 説明会 | 令和7年5月28日（水）10時-11時 |
| (4) 質問締切 | 令和7年6月2日（月）17時まで |
| (5) 質問回答 | 令和7年6月9日（月）17時 |
| (6) 参加申込締切 | 令和7年6月12日（木）17時まで |
| (7) 参加辞退締切 | 令和7年6月16日（月）17時まで |
| (8) 事業提案書締切 | 令和7年6月18日（水）17時まで |
| (9) プレゼンテーション | 令和7年6月25日（水） 予定 |
| (10) 事業者決定、通知 | 令和7年7月4日（金） 予定 |
| (11) 契約締結 | 令和7年7月11日（金） 予定 |

※ プレゼンテーションについては、対面あるいはオンラインいずれかの希望方式を予定。

8 参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領は下記より確認できる。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者

でないこと。

- ※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

9 説明会

この提案競技に関する説明会を実施する。なお、説明会への出席は、1事業者3名までとする。説明会の参加を希望する場合は、令和7年5月22日（木）17時までに、提案競技説明会参加申込書（様式1。押印不要）に必要事項を記載の上、Eメールで提出すること。

説明会での質疑応答については、「10 質問」の質問に対する回答と併せて福岡市ホームページに掲載する。

- (1) 日時：令和7年5月28日（水） 10時～11時
- (2) 場所：当館レクチャールーム 外

10 質問

提案にあたり疑義が生じた場合は、令和7年6月2日（月）17時までに、提案競技質問書（様式2）に記載の上、Eメールで提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。

質問への回答は、令和7年6月9日（月）17時に福岡市ホームページに掲載する。

- (1) 質問提出先：「21 問い合わせ・提出先」
- (2) 回答の掲載場所

福岡市ホーム>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>各所管課が公募する競争入札、提案競技等

11 参加申込

「8 参加資格」を確認し、下記のとおり参加申込をすること。

- (1) 参加申込書の提出期限・提出方法
令和7年6月12日（木）17時までに、郵送（必着）または持参すること。
- (2) 郵送・持参先：「21 問い合わせ・提出先」
- (3) 提出書類

下記①～⑩の書類（②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本）を提出すること（各1部）。なお、「令和4・5・6年度 福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」に登録されている場合は、②～⑨の提出を免除する。

① 提案競技参加申請書（様式3-1）

② 登記事項証明書（法人の場合）

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出（履歴事項全部証明書でも可）

③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注1) 本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注2) 法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出。

注3) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち、「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出

注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出

注2) 証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

⑥ 委任状（様式3-2）

注1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式第3-2号により委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書（様式3-3）

注1) 代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 役員名簿（様式3-4）

注1) 代表者及び役員（⑥の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することを使用する。

注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう（監査役、監事、事務局長は含まない。）。

⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1) 法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出

注2) 個人の場合は、様式第3-5号をもとに作成のうえ提出

⑩ 事業者概要（事業概要がわかるパンフレット、資料でも可）

12 参加辞退

提案競技参加申請書を提出した後で、参加を辞退する場合は、下記のとおり参加辞退届（様式4）を提出すること。

(1) 提出期限・提出方法

令和7年6月16日（月）17時までに、郵送（必着）または持参すること。

(2) 郵送・持参先：「21 問い合わせ・提出先」

13 事業提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年6月18日（水）17時まで

(2) 提出物 各10部（正本1部 副本9部）

① 事業提案書

「6 提案内容」(1)～(5)について記載すること。

- ・ 書式は自由、A3横サイズ、横書き、表紙を除き5ページ程度、ページ番号を記入、片面印刷とすること。6(5)は、提案書の最終ページに記載すること。

② 見積書

ア. 「6 提案内容」(6)デザインを実現する造作物等製作・設営の見積書（概算）

イ. 「6 提案内容」(7)デザイン見積書

(3) 提出方法、郵送・持参先

「21 問い合わせ・提出先」まで、(2)①②を郵送（必着）または持参すること。

(4) その他留意事項

① 素材（作品画像等）については、募集開始後より随時提供する。必要な場合は、「21 問い合わせ・提出先」まで、問い合わせること。

② (2)①②ともに、正本のみ事業者名を記載し、副本は提案事業者名が分からないようにすること。

③ 契約締結後の実現可能性について、十分考慮したうえで提案すること。

④ 期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなす。

⑤ プレゼンテーションは提出された事業提案書をもとに行う。

事業提案書の提出時、プレゼンテーションにあたって、対面で実施するか、オンラインで実施するかを申し出ること。対面で実施する際は、プロジェクターが必要か否

かも申し出ること。

14 選考

(1) プレゼンテーション

事業提案書等の提出があつた事業者を対象にプレゼンテーション及び質疑を行う。プレゼンテーションは、契約を締結した場合に本委託を主に担当する者が行うこととする。

① 日時：令和7年6月25日（水） 予定

※ 日程、時間等の詳細については、改めて各提案者に通知する。

② 実施方法：当館会議室での対面方式、あるいはWEB会議ツールを用いたオンライン方式にて実施

③ 説明：時間は30分(説明20分・質疑応答10分)を予定。

※ 出席者は1事業者3名まで

④ 審議：市が設置する選考委員会で提案の内容を審議し、最も優秀な案を選考する。

※ 合計点数の平均が最低基準点に満たない場合は、最高得点者であっても最優秀提案者とししない。

⑤ 決定通知：令和7年7月4日（金）予定

(2) 選考委員会の審議に付す事項

別紙2「評価表」に記載の事項について、総合的に審議し、最優秀案を選考する。

※ なお、提案者が多数である場合、提出書類をもとに一次審査を行い、プレゼンテーション（二次審査）参加対象者を5社程度に選抜する可能性がある。

15 提出書類の取扱い

(1) 事業提案書提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。

(2) 提出書類等は返却しない。提出書類等は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審議以外の目的で提案者に無断で使用することはない。

(3) 提出書類は、提案審議の事務に必要な場合、複製することがある。

(4) 選定された提案は、協議により、内容の変更を求めることがある。

(5) 提案書を含む提出物について、情報公開請求があつた場合は、福岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて提案書の全部または一部を公開することがある。

16 失格要件

(1) 提案書等を提出期限までに提出しなかった場合。

(2) 条件を満たさない提案を行った場合。

(3) 提出書類に虚偽があつた場合。

(4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合。

17 契約

選考委員会での審議に基づき、最も優秀と認められる提案を決定し、当該提案を行った参加事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、最優秀提案者と契約締結に至らない場合は、次点の者と協議を行う。

18 委託における著作権等の取扱い

(1) 本委託で受注者において制作し納品された成果物（以下「成果物」という。）に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、福岡市に帰属するものとする。

- (2) 受注者は、本委託の遂行（成果物を含む）に当たり、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受注者が負うものとする。
- (3) 発注者は、成果物を各種造作物の製作等において活用できることとし、成果物の利用に際しては以下のとおりとする。
- ① 発注者が成果物を利用する際、受注者の承諾は不要とする。
 - ② 発注者が目的の実現のために成果物を改変するときは、受注者はその改変に同意する。

19 その他留意事項

- (1) 本提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
- (3) 1 事業者 1 提案とし、複数の提案は認めない。
- (4) この提案競技に係る一切の資料を、他の目的のために使用することは禁止する。
- (5) 本委託の全部または主たる部分を第三者に再委託することは禁止する。
- (6) 本委託の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の契約保証金額を納付しなければならない。ただし、福岡市契約事務規則第25条に該当する場合は、契約保証金を免除することがある。

20 添付資料

【資料】

別紙 1 仕様書

別紙 2 評価表

【様式】

(様式 1) 提案競技説明会参加申込書

(様式 2) 提案競技質問書

(様式 3 - 1) 提案競技参加申請書

(様式 3 - 2) 委任状

(様式 3 - 3) 誓約書

(様式 3 - 4) 役員名簿

(様式 3 - 5) 個人用財務諸表

(様式 4) 参加辞退届

21 問い合わせ・提出先

福岡市美術館事業管理課 担当：高津

福岡市美術館学芸課 担当：ラワンチャイクン

〒810-0051 福岡県福岡市中央区大濠公園1-6

TEL：092-714-6055 FAX：092-714-6145

Eメール：artmuseum-kanri.EPB@city.fukuoka.lg.jp